

大阪弁護士会 主催

ドイツにおける最低賃金制度と 雇用社会のゆくえ

2015年1月、これまで法定最低賃金制度を有しなかったドイツは、初めて全国一律の制度導入に踏みきった。

そこに至るまでいったいどのような議論があったのか。時給8.5ユーロ（約1100円）の最低賃金は人々の生活や将来にいかなる影響を及ぼすのか。そして、最低賃金制度はドイツの雇用社会を今後どのように変えていくのか…

日本でも関心の高いドイツの最低賃金制度について、労働法および社会保障法の研究者であるボン大学教授ヴァルターマン氏をお招きし、講演会を開催いたします。また、神戸大学准教授の岩佐卓也氏に制度導入の背景についてお話いただきます。入場無料、通訳つきです。

どうぞ、ふるってご参加ください。

◆ 講演 ◆

ライムント・ヴァルターマン（ボン大学教授）

「なぜ法定最低賃金は必要なのか？」

—ドイツにおける議論—

（通訳付き）

* 「法定最低賃金導入にいたる歴史的経緯」 岩佐卓也（神戸大学准教授）

日時・
ところ

日時: 2015年11月18日（水）

18:00~（開場17:30）

場所: 大阪弁護士会館 10階
（北区西天満1-12-5）

予約不要・入場無料

※一時保育サービスについては、11月10日までに下記
人権課へお問合せください。

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分



問合せ先: 大阪弁護士会人権課 Tel 06-6364-1227